

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市安佐北区可部町大字今井田字落合8番地1

氏名 有限会社 三栄資材  
代表取締役 新宅 正國  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 秋 葉 忠 利



許可の年月日 平成22年 5月29日

許可の有効期限 平成27年 5月28日

## 1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
	裏面のとおり

2. 事業の用に供する全ての施設  
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H12. 6. 2	変更許可	H17. 7. 26	更新許可
H14. 5. 7	変更許可	H19. 10. 11	変更許可
H14. 11. 26	変更許可	H22. 7. 16	更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

7. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
<p>中間処理 (焼却) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (破砕) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち廃容器包装、廃石膏ボードを含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (選別) この欄以下余白</p>	<p>金属くず (廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (圧縮固化) 以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白</p>

複写  
複写